

# 三田市人権と共生社会に関する 意識調査へのご協力をお願い

市民の皆様には、日頃より市政の各般にわたりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。この調査は、三田市の今後の人権施策を進めるうえでの基礎資料として活用するため、皆様のご意見をお聞きするものです。

市内在住の18歳以上の方々、3,000人を無作為抽出（くじ引きのような方法）で選ばせていただきました。回答の内容はプライバシーの保護はもとより、他の目的に利用することはなく、外部に漏れることは一切ありません。お忙しいところお手数をおかけしますが、ぜひ、あなたの率直なご意見をお聞かせください。ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## \*ご家族の方へお願い

もしも、あて名の方が、現住所にお住まいでない場合、下記のいずれかに○をつけて、アンケート調査票を無記入のまま、ご返送いただくと助かります。よろしくお願いいたします。

- 1 転居      2 長期不在      3 病気や入院中      4 その他

## 回答の記入についてのお願い

- ・必ず封筒あて名のご本人が回答くださいますようお願いいたします。
- ・回答は、該当する番号を○で囲んでください。問4-2のみ、該当するアルファベット（A～Q）を入れてください。また、自由記述では、〔 〕の中に具体的な内容をご記入ください。
- ・ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて

6月30日（火）までに郵便ポストへ投函くださいますようお願いいたします。

## 調査報告書の公開

- ・今回の調査については令和3年3月末に報告書を作成し、三田市人権推進課ホームページに公表する予定です。

三田市役所人権推進課    Tel 079-559-5148  
Fax 079-562-1294

《この調査票の文章を読むことや書くことがむずかしい方へ》

どなたか親しい方に代読や代筆をしてもらって回答いただくか、「読むことや書くことがむずかしいため回答できない」という内容のメモを添えてご返送くださいますようお願いいたします。



## 人権全般についてお聞きします

問1 あなたは、次のことがらは、「人権が尊重されている」ことだと思われませんか。  
(それぞれ一つに○をつけてください)

	そう思う	どちらかと言え ば	どちらかと言え ば	そうは思わない
1 周りの人から思いやりや優しさをかけられること	1	2	3	4
2 だれもが最低限の生活が保障されること	1	2	3	4
3 だれもが差別されることなく生きやすいこと	1	2	3	4
4 競争による勝ち負けがまったくなく、みんな同じ評価がされること	1	2	3	4
5 個人としての自由な生き方が尊重されること	1	2	3	4
6 人とのちがいが大切にされること	1	2	3	4

問2 次のことがらについてあなたはどのように思われますか。  
(それぞれ一つに○をつけてください)

	そう思う	どちらかと言え ば	どちらかと言え ば	そうは思わない
1 差別の原因は、差別をされる人の側にもある	1	2	3	4
2 人権学習に参加したいと思う	1	2	3	4
3 自分も気づかないうちに、人を差別してしまうかもしれない	1	2	3	4
4 公共交通機関で、高齢者、障害のある人、妊娠している人、乳幼児連れの人、体調不良の人等に席を譲るようにしている	1	2	3	4
5 差別、差別と騒ぎすぎるので、かえって差別はなくならないと思う	1	2	3	4
6 差別発言を耳にした場合、やめるように注意したい	1	2	3	4

7 差別をされた人のくやしさを分からなくても仕方ない	1	2	3	4
8 人権や差別について、あまり関心がない	1	2	3	4
9 ひとり親家族も多様な家族形態の一つであると思う	1	2	3	4

**問3 結婚（婚姻）についてお聞きします。**

(1) たとえば、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が次のような人であった場合、あなたはどうかされますか。あなたの考えにいちばん近いものに○をつけてください。お子さんがいない方も想定して回答してください。

		子どもの意思を 尊重する	周囲の反対があ れば結婚を認め ない	結婚を認めない	わからない
1	外国籍・他民族の人	1	2	3	4
2	本人または家族に障害のある人	1	2	3	4
3	被差別部落出身の人	1	2	3	4
4	刑を終えて出所した人またはその家族	1	2	3	4

(2) たとえば、あなたが結婚しようとする相手が次のような人の場合に、あなたの親戚から反対されたら、あなたはどのような対応を取りますか。いちばん近いものに○をつけてください。結婚されている方も想定（現時点での気持ち）して回答してください。

		親戚を説得する	説得はせず結婚 する	結婚を諦める	わからない
1	外国籍・他民族の人	1	2	3	4
2	本人または家族に障害のある人	1	2	3	4
3	被差別部落出身の人	1	2	3	4
4	刑を終えて出所した人またはその家族	1	2	3	4

問4 あなたは、過去に自分の人権が侵害されたと感じたことはありますか (どれかに○)

1 ある → 問4-1・2・3・4へお進みください

問5へお進みください 人権侵害にあたる事象	1～4 年前	5～9 年前	10年 以上前
	A ドメスティック・バイオレンス (DV:配偶者やパートナーからの暴力・暴言など)	1	2
B セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ)	4	5	6
C 性差による不当な扱いや言動	7	8	9
D 親からの虐待 (体罰、暴言、育児放棄、性的虐待など)	10	11	12
E 学校でのいじめ	13	14	15
F 先生からの体罰・暴言など	16	17	18
G 心身の障害に係わる不当な扱いや言動	19	20	21
H 出生地や住所地に係わる不当な扱いや言動	22	23	24
I 部落差別に関する不当な扱いや言動	25	26	27
J 外国籍に係わる不当な扱いや言動	28	29	30
K 性の多様性に関する不当な扱いや言動	31	32	33
L 地域での仲間はずれ	34	35	36
M 職場でのいじめ、暴力、パワーハラスメントなど	37	38	39
N あらぬうわさや悪口による、名誉・信用などの侵害	40	41	42
O ラインやツイッターなどのインターネットによる人権侵害	43	44	45
P 性犯罪	46	47	48
Q その他 [ 具体的 ]	49	50	51

2 ない

3 わからない

問4-1 「ある」と答えた方にお聞きします。それはいつ頃起きた人権侵害でしたか。  
(○はいくつでも結構です。1～51の数字に○をつけてください。)

問4-2 上記A～Qの中で一番つらかった人権侵害を教えてください。(1つ)

一番つらかった人権侵害 ⇒ ( )

問4-3 その時あなたはどうされましたか。あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 家族や友人など信頼できる人に相談した
- 2 警察に相談した
- 3 弁護士に相談した
- 4 公的機関（法務局・県庁・市役所などの人権相談窓口など）に相談した
- 5 地域の自治会長や民生委員・児童委員、人権擁護委員に相談した
- 6 当事者団体などの民間団体に相談した
- 7 職場や学校の相談窓口に相談した
- 8 相手に抗議した
- 9 何もできなかった
- 10 どのようにしたらいいのかわからなかった
- 11 その他〔具体的に

〕

問4-4 その問題は解決しましたか(いずれか1つに○)

- 1 解決した
- 2 部分的に解決した  
〔解決しなかった点を教えてください
- 3 解決していない〔その理由を教えてください
- 4 解決に向けて継続中

〕

〕

問5 あなたは次の法律等についてどの程度ご存知ですか。あてはまるものに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

	知っている	内容も含め ことがある	名前は聞いた ことがある	知らない
1 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）	1	2	3	
2 ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）	1	2	3	
3 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）	1	2	3	
4 男女共同参画社会基本法（男女共同参画社会を実現するための法律）	1	2	3	
5 高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律）	1	2	3	
6 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）	1	2	3	
7 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）	1	2	3	
8 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）	1	2	3	

9	いじめ防止対策推進法	1	2	3
10	子どもの貧困対策の推進に関する法律	1	2	3
11	犯罪被害者等基本法	1	2	3
12	性同一性障害特例法（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）	1	2	3
13	三田市みんなの手話言語条例	1	2	3
14	三田市障害者共生条例（三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例）	1	2	3
15	三田市犯罪被害者等支援条例	1	2	3

問6 あなたは、市役所に「人権に関する総合相談窓口」があるのを知っていますか  
（どれかに○）

- |   |                   |   |              |
|---|-------------------|---|--------------|
| 1 | 利用したことがある         | → | 問7へお進みください   |
| 2 | 知っているが、相談したことはない  | → | 問7へお進みください   |
| 3 | 知っているが、利用したいと思わない | → | 問6-1へお進みください |
| 4 | 知らない              | → | 問7へお進みください   |

問6-1 理由をおきかせください。

問7 以下の人権に関する学習について効果や成果がありましたか。（どれかに○）

	理解が深まった	理解が深まらなかった	覚えていない	学習したことはない
1 学校の授業で学習したこと	1	2	3	4
2 職場の研修で学習したこと	1	2	3	4

3 地域の研修で学習したこと	1	2	3	4
4 P T Aなど各団体の研修会で学習したこと	1	2	3	4
5 三田市人権を考える会「三田幸せプロジェクト」で学習したこと	1	2	3	4
6 「人権と共生社会を考える市民のつどい」で学習したこと	1	2	3	4
7 「啓発講座」等で学習したこと	1	2	3	4
8 その他の機会学習したこと	1	2	3	4

**様々な人権問題についてお聞きします**

問 8 次の「部落差別」に関することがらについて、あなたのお考えを教えてください。  
 (それぞれ一つに○をつけてください)

	そう思う	ええ、 どちらか と 思う	どちらか と 思 う	そうは 思わ な い
1 そっとしておけば部落差別はなくなる	1	2	3	4
2 引っ越しをする場合、差別を受けてきた地域かどうか気になる	1	2	3	4
3 差別を受けてきた地域の人びとを、行政は優遇していると思う <sup>注</sup>	1	2	3	4
4 差別を受けてきた地域の人びとには、なんら差別される理由はない	1	2	3	4
5 部落差別について学習するから差別はなくなる	1	2	3	4
6 今後も部落差別はなくなると思う	1	2	3	4
7 部落差別をなくすために啓発活動に力を入れるべきだ	1	2	3	4
8 部落差別などの同和問題を知らない	1	2	3	4

注 生活環境等実態的差別をなくすため、1969年に同和对策事業特別措置法が制定され差別を解消する取り組みがはじまりました。2002年に特別法が失効するまでの間、同和地区、同和地区出身者を対象とする同和对策事業が行われ、生活実態などの大きな改善がなされました。

問9 次の「障害のある人の人権」に関することがらについて、あなたのお考えを教えてください。  
(それぞれ一つに○をつけてください)

	そう思う	どちらかと言え ばそう思う	どちらかと言え ばそうは思わな	そうは思わない
1 身近に住む障害のある人が虐待を受けている疑いがあると感じたら、通報することが望ましい	1	2	3	4
2 障害のある人にはかかわりたくない	1	2	3	4
3 近所に障害者施設が建つのはいやだ	1	2	3	4
4 障害のある人が地域で暮らせるようにサポートすることが望ましい	1	2	3	4
5 出生前診断は「命の選別（出生前診断）」につながるから避けるべきだ	1	2	3	4
6 障害のある人をじろじろとみたり、避けたりすることは望ましくない	1	2	3	4
7 普段の生活の中で、合理的配慮 <sup>注</sup> が進められていると感じる	1	2	3	4

注 合理的配慮とは、障害のある人が生活する場面において、障害や困難さを取り除くための必要かつ適当な変更及び調整のこと

問10 次の「外国籍の人の人権」に関することがらについて、あなたのお考えを教えてください。

	そう思う	どちらかと言え ばそう思う	どちらかと言え ばそうは思わな	そうは思わない
1 近所に外国籍の人が多く住んでいると治安が心配である	1	2	3	4
2 外国籍という理由でアパートを貸してもらえないのは仕方がない	1	2	3	4
3 外国籍の人が差別的な言葉や行動を受けることは許せない	1	2	3	4
4 職場に外国籍の人が増えるのは好ましいと思う	1	2	3	4
5 ヘイトスピーチ <sup>注</sup> も言論の自由だと思う	1	2	3	4
6 特定の国の国籍（出身国）に対し固定観念や偏見があるかもしれない	1	2	3	4
7 外国籍の人の国の歴史や文化を尊重すべきだ	1	2	3	4
8 日本に住んでいれば日本の歴史や文化を尊重すべきだ	1	2	3	4

注 ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍に属する集団を一律に排斥する言動（日本から出て行けなど）



問 1 1 次の「子どもの人権」に関することがらについて、あなたのお考えを教えてください。  
(それぞれ一つに○をつけてください)

	そう思う	そう思う どちらかと言え ば	どちらかと言え ば そうは思わない	そうは思わない
1 いじめは、いじめを受ける側にも問題があるのではないかと思う	1	2	3	4
2 親が、子どものしつけのために体罰を加えるのは仕方ない	1	2	3	4
3 教師が、子どもを指導するために体罰を加えることも必要だ	1	2	3	4
4 不登校は本人の甘えも関係しているのではないかと思う	1	2	3	4
5 地域の居場所づくり（子ども食堂など）の取り組みに参加したい	1	2	3	4
6 大人はもっと子どもの意見に耳を傾けるべきだ	1	2	3	4
7 子どもの前で、父親が母親（または、母親が父親）に暴力を振るったり暴言を吐いたりすることは子どもへの虐待である	1	2	3	4
8 子どもは大人の言うことに従うことが望ましい	1	2	3	4

問 1 2 次の「女性の人権」に関することがらについて、あなたのお考えを教えてください。  
(それぞれ一つに○をつけてください)

	そう思う	そう思う どちらかと言え ば	どちらかと言え ば そうは思わない	そうは思わない
1 女性は男性を立てるべきだ	1	2	3	4
2 母親は子どもが3才ぐらいまでは育児に専念することが望ましい	1	2	3	4
3 昇給・昇進など、職場で男女の処遇に違いがあるのは問題だ	1	2	3	4
4 ドメスティック・バイオレンス（DV）は振るう側にこそ問題がある	1	2	3	4
5 知り合いの女性から夫のDVについて相談を受けた場合、ふたりできちんと話し合いをするように忠告したい	1	2	3	4

6	男性も積極的に育児休業をとるべきだ	1	2	3	4
7	女性が「土俵に上がれない」「祭りのみこしに乗れない、担げない」など女人禁制のしきたりがあるが、伝統として尊重すべきだ	1	2	3	4
8	女性は結婚する時、男性の姓を名乗るほうがよい	1	2	3	4
9	日本は、まだまだ男女が平等な社会になっていないと思う	1	2	3	4

問 1 3 次の「高齢者の人権」に関することがらについて、あなたのお考えを教えてください。  
(それぞれ一つに○をつけてください)

		そう思う	どちらかと言え ばそう思う	どちらかと言え ばそうは思わない	そうは思わない
1	高齢者への虐待は、高齢者の方にも原因があると思う	1	2	3	4
2	高齢者が能力を発揮できるように就労や社会活動の機会を増やすべきだ	1	2	3	4
3	地域の高齢者の方々と積極的に交流していきたい	1	2	3	4
4	高齢者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う	1	2	3	4
5	高齢者は人生の先輩として尊敬されるのが望ましい	1	2	3	4
6	高齢になっても高齢者施設であれ、住み慣れた地域であれ、生活するところを自分で選べるのが望ましい	1	2	3	4
7	高齢者に対する公的な（経済的）保障は十分だと思う	1	2	3	4

問 1 4 次の「性的指向・性別不合」に関することがらについて、あなたのお考えを教えてください。  
(それぞれ一つに○をつけてください)

		そう思う	どちらかと言え ばそう思う	どちらかと言え ばそうは思わない	そうは思わない
1	同性愛については、受け入れたいと思う	1	2	3	4
2	性別不合注 1 については、受け入れたいと思う				
3	家族から同性愛者とカミングアウトされたら受け入れられない				
4	同性のカップルが近所に住むのは気にならない	1	2	3	4
5	同性婚を認めても良いと思う	1	2	3	4
6	トランスジェンダーの人（性自認注 2 と周囲から見られる性別が異なる人）も困らないようにトイレの施設整備や配慮をしていくのが望ましい	1	2	3	4

7 家族から性別不適合とカミングアウトされたら受け入れられない	1	2	3	4
8 職場に同性愛者の同僚・上司がいても問題ないと思う	1	2	3	4
9 三田市の同性パートナーシップ宣誓制度 <sup>注3</sup> は、賛成（理解できる）である。	1	2	3	4

注1 性別不適合とは、出生時に社会的に割り当てられた性別と、性自認が一致しないこと

注2 性自認とは、性の要素の一つで、「男性」「女性」「男性と女性のどちらでもある」「男性と女性のどちらでもない」など、自分自身がどの性別であるかの認識のこと

注3 同性パートナーシップ宣誓制度とは、戸籍上の性別が同性である者同士が、日常生活において相互に協力し合い、継続的に共同生活を行う人生のパートナーであることを宣誓し、市が二人の宣誓を公的に証明する制度

問15 次の「犯罪被害者の方やその家族に関する人権」に関することがらについて、あなたのお考えを教えてください。（それぞれ一つに○をつけて）

	そう思う	そう思う どちらかと言え ば	どちらかと言え ば そうは思わ ない	そうは思わ ない
1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う	1	2	3	4
2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心でみてしまうのは好ましくない	1	2	3	4
3 犯罪被害者の方やその家族への過剰な取材や報道は制限すべきだ	1	2	3	4
4 犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う	1	2	3	4

参考 犯罪被害者等支援制度における支援金・助成金として、転居費用助成（200,000円上限）の他、重傷病支援金（100,000円）や遺族支援金（300,000円）などのお見舞い金が、市条例により定められています。（※支援金・助成金には、支給条件や、支給限度額があります。）

問16 三田市では毎月15日に人権に関する広報紙「人権さんだ」を「伸びゆく三田」の中で掲載しています。読まれていますか。（どれかに○）

- 1 よく読んでいる      2 ときどき読んでいる      3 あまり読んでいない  
4 「人権さんだ」そのものを知らない

問17 自由記入欄（人権問題について、あるいは、この調査について感じていることなどを自由にお書きください。）

もう少しお付き合いください。

問 18 お答えいただいた回答を統計的に分析するため、あなたご自身のことについてお聞かせください。  
(それぞれ一つに○をつけて)

F 1 [性別] あなたの性別は (注) 戸籍上の性別ではなく自身が思われる性別を記入してください。

- 1 男性      2 女性      3 答えることができない

F 2 [年齢] あなたの年齢は

- 1 10歳代      2 20歳代      3 30歳代      4 40歳代  
5 50歳代      6 60歳代      7 70歳以上

F 3 [職業] あなたのご職業は (主要な職業について、○は1つだけ)

- 1 自営業 (農業、商工・サービス業)  
2 自由業 (デザイナー、作家、音楽家等)  
3 公務員・教員  
4 民間企業・団体の経営者、役員  
5 民間企業・団体の正規職員  
6 非正規職員 (パート、派遣職員、アルバイト等)  
7 学生  
8 無職  
9 その他 [具体的に ]

F 4 [地域] あなたがお住まいの地域は

- |           |              |              |
|-----------|--------------|--------------|
| 1 三田小学校区  | 8 母子小学校区     | 15 あかしあ台小学校区 |
| 2 三輪小学校区  | 9 高平小学校区     | 16 弥生小学校区    |
| 3 志手原小学校区 | 10 武庫小学校区    | 17 つつじが丘小学校区 |
| 4 藍小学校区   | 11 松が丘小学校区   | 18 けやき台小学校区  |
| 5 本庄小学校区  | 12 すずかけ台小学校区 | 19 学園小学校区    |
| 6 広野小学校区  | 13 狭間小学校区    | 20 ゆりのき台小学校区 |
| 7 小野小学校区  | 14 富士小学校区    |              |

質問は以上で終わりです。お忙しいところ、ご協力いただき誠にありがとうございました。ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒 (切手不要) に入れてご返送ください。